

ENEOS

スーパー耐久シリーズ 2025 Empowered by BRIDGESTONE

第5戦

スーパー耐久レース in オートポリス

大会特別規則

2025年7月14日発行

主催 株式会社オートポリス／オートポリス倶楽部

公認 一般社団法人日本自動車連盟(JAF)



大会公示

ENEOS スーパー耐久シリーズ 2025 Empowered by BRIDGESTONE 第5戦 スーパー耐久レース in オートポリスは、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもと、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその細則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、スーパー耐久未来機構(STMO)発行の「スーパー耐久シリーズ 2025スポーツ規則・技術規則」、並びに 2025オートポリス一般競技規則、本大会特別規則に従い、国内格式競技として開催される。左記共通規則には、本特別規則が優先される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

スーパー耐久シリーズ 2025 Empowered by BRIDGESTONE 第5戦 スーパー耐久レース in オートポリス

第2条 競技種目および格式

四輪自動車によるレース(国内格式)

第3条 オーガナイザー

株式会社オートポリス

〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8

TEL:0973-55-1111 FAX:0973-55-1113

代表者 金子 隆

オートポリス倶楽部(APC)

〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8

TEL:0973-55-1111 FAX:0973-55-1113

代表者 金子 隆

第4条 開催日程

公式車検 2025 年7月 25 日(金)

公式予選 2025 年7月 26 日(土)

決勝レース 2025 年7月 27 日(日)

※詳細なスケジュールは、公式通知に示す。

第5条 開催場所

名称: オートポリスインターナショナルレーシングコース

所在地: 大分県日田市上津江町上野田1112-8 TEL:0973-55-1111/FAX:0973-55-1113

距離: 4.674km(右回り)

第6条 大会組織委員会

委員長 金子 隆

委員 有村 純徳

委員 得田 浩一

第7条 競技会審査委員会

委員長 藤永 雅雄

委員 南 洋一

委員 村上 敦

第8条 主要競技役員

競技長 開田 祐矢

副競技長 臼杵 正弘

副競技長 小西 教志

副競技長	宮沢 紀夫
コース委員長	池田 直広
計時委員長	黒崎 豪
技術委員長	川久保 仁敬
救急委員長	吉田 伸彦
医師団長	伊藤 貴彦
事務局長	信岡 直人 ※その他競技役員は、公式通知に示す。

第9条 レース時間
5時間の時間レースとする。

第10条 最大決勝出走台数
各クラス合計 最大出走台数:58 台

第11条 参加申込
シリーズ参加、スポット参加とともに原則 STMO 事務局を窓口として受付を行う。
STMO による受付が最大決勝出走台数に満たない場合等、オーガナイザーによる追加の参加受付を行う場合がある。この場合の申込要領は下記の通り。

- 1 申込期間 2025 年6月 16 日(月)～7月 7 日(月)
- 2 申込先 〒604-8095 京都府京都市中京区御幸町通御池下ル大文字町 351
バウム御幸町御池 4 階 スーパー耐久未来機構
※申込を行おうとするものは必ず事前に上記事務局に連絡をすること。
- 3 申込方法
 - (1) 必要書類・参加料・クラス管理費・STMO 運営負担金を添えて行うこと。
提出書類等 ①参加申込書 ②車両改造申告書 ③参加料
※具体的な申込方法の詳細については事務局に問い合わせること。
 - (2) オーガナイザーは理由を示すことなく、参加の正式受理を拒否することができる。
 - (3) 参加申込受付終了後、エントラントに対し、参加受理書の発送または拒否の通知がされる。
参加拒否をされたエントラントには、参加料を納付された参加料を全額返金する。
 - (4) 参加申込期間経過後のエントラントの理由による参加取り消しについては、参加料の返金
は行わない。
 - (5) 無線機の使用については、事前に STMO に申請すること。

第12条 スポット参加料
スポット参加料金は事前にオーガナイザーへ問い合わせること。STMO 運営負担金は一律 33,000 円(税込)とする。

第13条 保険申告
ドライバー、ピットクルーは JAF 国内競技規則細則自動車競技の組織に関する規定第8条保険1. 2)競技者に対する保険(2)項に従ってレース参加にも補償される保険に加入していることを競技会事務局に申告しなければならない。

第14条 参加ドライバーの資格
スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則 第6条(1)の条件を満たした者。

第15条 ピットクルー

- 1 本競技会に参加できるピットクルーは満18歳以上の者で、参加者により指名登録され、保険加入済み申告をした者に限られる。
- 2 登録できるピットクルーの人数は、競技責任者を含み、最大10名までとする。

第16条 賞典および参加台数に応じた制限

各クラス	賞金	正賞
優勝	¥200,000-	トロフィー
2位	¥100,000-	トロフィー
3位	¥50,000-	トロフィー

参加台数(クラス毎)	賞典対象	賞金の制限
2～3台	1位のみ	賞金額の70%
4～5台	2位まで	賞金額の80%
6台	3位まで	賞金額の90%
7台以上	3位まで	全額

総合	正賞
優勝	トロフィー

その他「特別賞」を設ける場合は、別途公示する。

クラスの成立は、スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則第2条(4)に依るものとし、賞金対象は順位の認定を受けた者に限る。また、参加台数が2台未満のクラスについては賞金を授与しない。

ST-Q クラスは賞典対象外とする。

第17条 公式通知の公示場所

- ① コントロールタワー1 階ロビー掲示板に掲示される。
- ② WEB サイトの参加者専用ページに提示される。
URL : https://autopolis.jp/public_info3/

第18条 ドライバー登録変更及び車両等変更手数料

登録ドライバー及び編成変更手数料は、スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則第6条(4)の通りとする。
車両及びその他の登録事項変更手数料は¥11,000(税込)とする。

第19条 コース公認番号・組織許可番号

コース公認番号 2025-1514

組織許可番号 公式通知または公式プログラムに示す。

第20条 審判員の判定内容

FIA国際モータースポーツ競技規則第 11 条 16 項およびJAF国内競技規則 10-20 の審判員の判定事項は以下の通りとする。

1 審判員(走路)

FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。

FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第 4 章 2.に関する判定。

2025 オートポリス一般競技規則第 9 章第 19 条走行中のドライバーの遵守事項に関する判定。

2025 オートポリス一般競技規則第 9 章第 20 条妨害行為に関する判定。

2 スタート審判員

スーパー耐久シリーズ2025 スポーツ規則第16条スタートに関する判定。

2025 オートポリス一般競技規則第13章第31条スタートに関する判定。

3 審判員(ピット)

スーパー耐久シリーズ2025 スポーツ規則第18条ピット作業に関する判定。

4 決勝審判員

スーパー耐久シリーズ2025 スポーツ規則第21条レースの終了及び順位認定に関する判定。

第21条 スタートドライバー

スタートドライバーは、公式通知に指定された時間内に大会事務局へ申請すること。

時間内に申請がなかった場合は、Aドライバーをスタートドライバーとする。

※時刻については公式通知に示す。

第2章 競技に関する規則

第22条 ライトパネル(発光式信号)の運用

1. 本大会では FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項 2.5 に基づき、オブザーベーションポストの信号旗、ボードは以下の通りライトパネル(発光式信号)に置き換えて表示する。
2. 旗に置き換えてライトパネルが使用されるが、赤色パネル、SC パネルや FCY パネル使用時、事故現場や危険箇所では黄旗を併用する。また、チェッカーは旗と併用される。
3. 複数の合図を同時に表示しなければならない場合、他の合図は旗やボードにより表示される。
4. 黒旗、黒白旗(黒と白に斜めに2分割された旗)、オレンジディスク(オレンジ色の円形のある黒旗)はライトパネルに車両番号も表示される。
5. 故障や停電などによりライトパネルが使用できなくなった場合、当該ポストでのすべての合図は旗、ボードにより表示される。
6. 当運用は、当該ウィークの特別スポーツ走行から実施される。

ライトパネル表示一覧

フラッグ	図	表示方法	場所
赤旗		点滅	全ポスト
黄色1本振動		点滅	当該ポスト
黄色2本振動		交互に点滅	当該ポスト
緑旗		点滅	当該ポスト
青旗(予選)		点滅	当該ポスト
青旗(決勝) ※旗併用		交互に点滅	当該車両に対して表示
白旗		点滅	当該ポスト
オイル旗		点灯	当該ポスト
オレンジディスク ※旗・ボード併用		交互に点滅	当該車両に対して表示 ※1
黒旗 ※旗・ボード併用		交互に点滅	フラッグタワー (YAMAHAタワー)
黒白旗 ※旗・ボード併用		交互に点滅	フラッグタワー (YAMAHAタワー)
SC		黄色枠が点滅	全ポスト
チェッカー ※旗併用		交互に点滅	フラッグタワー (YAMAHAタワー)

※1. 旗・ボードは3カ所で提示。(フラッグタワー:YAMAHAタワー、3番・10番ポスト)

第23条 公式予選

- 1 公式予選は、スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則第11条に基づき実施される。
ただし、グループ分けは3グループとし、公式予選におけるクラス分けは下表の通りとする。
※参加台数により変更する場合があります、その際は公式通知に示す。

グループ	クラス	Aドライバー 予選時間	Bドライバー 予選時間
Xグループ	ST-X	15分間	10分間
1グループ	ST-TCR、ST-2、ST-3、 ST-Q	15分間	15分間
2グループ	ST-4、ST-5	20分間	20分間

※. ST-Q クラスは、車両ごとにグループ分けを行う場合がある。その場合は公式通知にて公示する。

- 2 2台以上の車両が同一タイムを記録した場合は、A・Bドライバーのセカンドタイムの合算の比較により決定する。
- 3 セッション中は中断後も含み、グループボードの表示後にファストピットレーンへの進入が許される。

第24条 決勝レースにおけるドライバーの最大運転時間

スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則第13条(1)に規定される当初のレース距離(時間)の55%は165分とする。

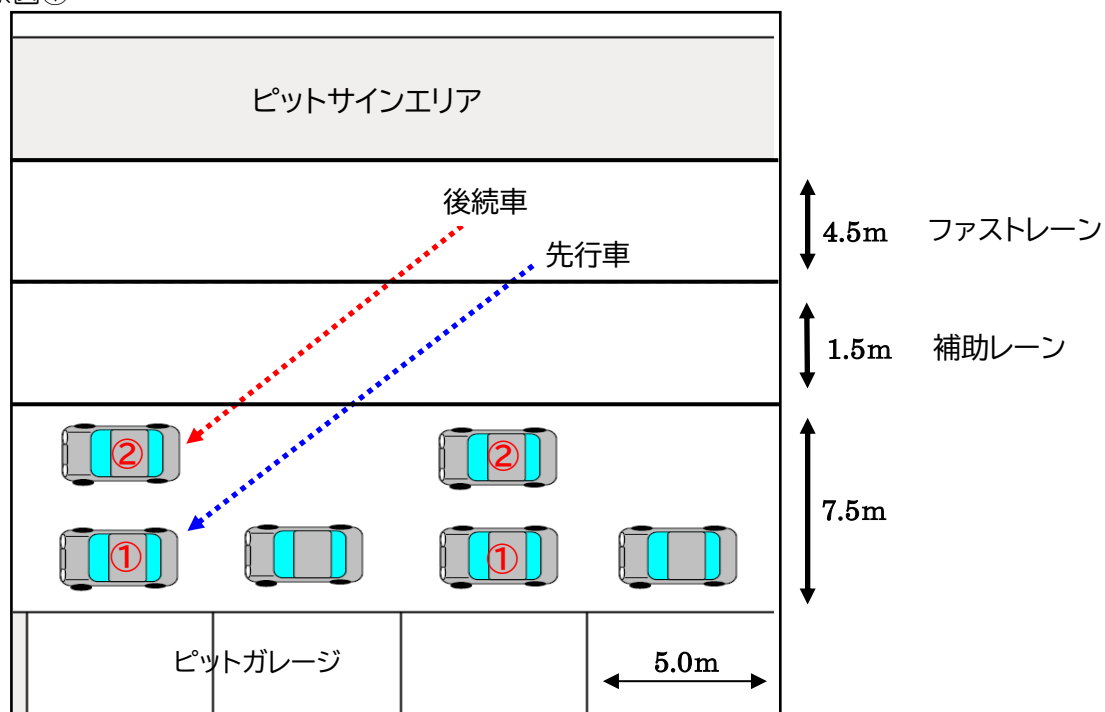
第25条 ピットレーンの制限速度

ピットレーンを走行する際の速度は、50km/h以下とする。

第26条 ピットレーンならびにピットでの作業

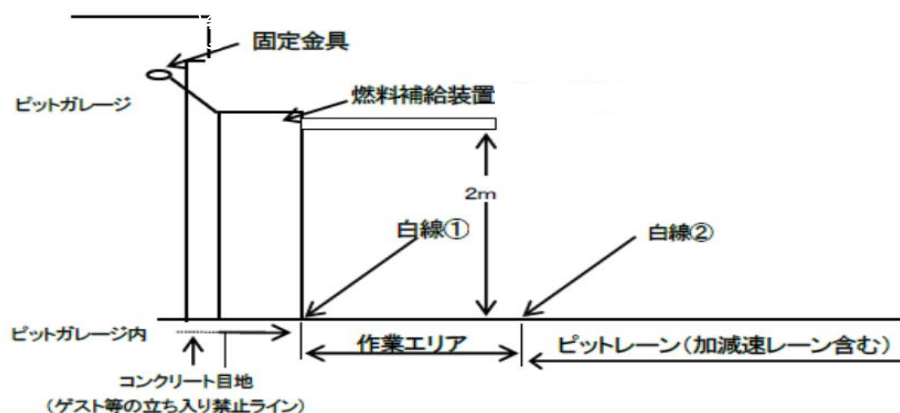
- 1 ピットレーン内で車両を押して自己のピットに戻ることが許される範囲は、ピットレーンのコントロールラインの延長線上より、ピットレーン出口ラインまでとする。その際、以下の項目を遵守すること。
 - ・当該ピットの競技役員に許可を得た上で行うこと。
 - ・車両を押すことが許されるのは、当該チームの登録されたピットクルーと当該車両を運転しているドライバーのみとする。
- 2 1つのピット作業エリアを複数の車両で共用するエントラントは、タイヤ・工具等の整理整頓につとめ、安全配慮の義務を負う。 2台の車両のピットインが重なった場合、先にピットインした車両がガレージ側、後からピットインした車両がファストレーン側を使用すること。 ※図①参照
尚、給油作業はガレージ側で行い、ファストレーン側では行わないこと。

※図①



- 3 競技中、競技責任者は登録されたピットクルーがピット作業を安全に行い、競技車両を安全にコースに復帰させる責任を負う。
- 4 ピットガレージは、図②の白色実線①までとし、白色実線①から白色実線②までの間をピット作業エリアとする。
- 5 燃料給油装置は図②のピットガレージ前に引かれた白色実線①越えて作業エリア側に設置することは許されない。設置には転倒防止を施すこと。

※図②



第27条 義務ピットストップ回数

スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則 第17条 (1)の規定に基づき、レース中のドライバー交代を伴うピットストップ義務回数は、3回とする。

第28条 加算タイム

決勝レース中に履行できなかった場合のドライブスルーペナルティに相当する加算タイムを40秒とする。

第29条 ST-4 クラスの最低ピットレーン滞在義務時間

スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則 第18条 (11) ③の「最低ピットレーン滞在義務時間」は、1分30秒とし、ピットレーン入口ラインからピットレーン出口ラインの間で計測される。この最低ピットレーン滞在時間に満たない場合、実測値の1秒未満部分は切り捨てた上で、1分30秒に満たない時間分のペナルティストップが課される。

(例:ピットレーン滞在時間 1' 21.555 の場合、9秒のペナルティストップ)

第30条 スタートグリッド

- 1 ポールポジションは最前列右側とし、成績順にスタッガードポジションで配列される。
- 2 決勝スタートグリッドは、スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則第11条公式予選(5)に基づき、1グループ【ST-X、ST-TCR、ST-2、ST-3、ST-Q】、2グループ【ST-4、ST-5】で配置される。
※ST-Q クラスは、車両ごとにグループ分けを行う場合がある。その場合は公式通知にて公示する。
- 3 最終のスタートグリッド発表後、グリッドにつくことのできなかった車両の位置は空席のままとし、他の車両は各々のグリッド位置にとどまるものとする。

第31条 決勝レーススタート時間及びスタート手順

- 1 決勝レーススタート:2025 年7月 27日(日)11:00(予定)
- 2 国際モータースポーツ競技規則 細則 H 項 2.10.19 に基づき、当競技会ではローリングスタート時のオフィシャルカーとして、セーフティカーを使用する。

セーフティカースタート時	オレンジライトを点灯する。(回転灯)
通常スタート時	無灯火(回転灯)

- 3 フォーメーションラップ時 16 番ポスト付近での「GRID」ボード表示を合図として、競技車両は2列縦隊(グリッド順の隊列)で走行すること。
- 4 第1グループのスタート合図はスタート信号の赤色ライトが消灯すると共に緑色ライトが点灯した時点とし、第2グループのスタート合図は第1グループスタート後に一旦消灯した緑色ライトが再点灯した時点とする。
- 5 その他の実施細則はスーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則第16条に従う。

第32条 決勝レース中の救済処置

スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則 第20条 救済処置について下記の通りとする。

- 1 決勝レース中、コース内に車両が停車した場合、レッカー車等により車両回収を行い、回収車両引き渡し場所まで車両を運びチームに引き渡す救済処置を行う場合がある。ただし、救済処置を行うのは原則コース左側に停止した車両のみとする。
- 2 救済処置により、リペアエリアに運ばれた車両は、その場で修理を行い登録されたピットクルー及びドライバーにより自己のピット作業エリアに移動させなければならない。
- 3 救済処置を受けて再度レースに復帰する際には、救済処置を受けた時点に運転していたドライバーが運転して復帰しなければならない。
- 4 救済の方法、救済に要する時間等の抗議は、一切受け付けない。

第33条 赤旗ライン

プラクティスセッション・公式予選中は、自己のピットを停止位置とする。

決勝レース中における本コース上の赤旗ラインは、スタートライン付近とし、ピットレーンにおける赤旗ラインはピットレーン出口ラインとする。

第34条 決勝レース中の赤旗中断時に認められる行為

決勝レース中の赤旗中断時には、スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則第23条 1.3)⑤に以下を追加され、それ以外の行為・作業は全て禁止される。

- ・アイスボックスの氷交換作業。
- ・窓拭き作業。
- ・ドライバーの水分補給。
- ・ドライバーの乗降に関わる作業。

第35条 フルコースコーション

フルコースイエロー(以下 FCY)

- 1 競技長は安全上の理由で必要であると判断した場合、FCY を宣言する。
FCY 宣言はタイミングモニターおよびレースコントロール無線で行われ、FCY に向けカウントダウンが開始される。
 - ① 宣言が行われた約10秒後全てのマーシャルポストでは FCY ライトパネル(発光式信号)が点灯され、18.5 番ポストで「PIT CLOSED」ボードが表示される。この時点から追い越しおよびピットインが禁止され、ドライバーは周囲の安全を確認し減速の準備を始める。
 - ② FCY ライトパネル(発光式信号)点灯の約10秒後にコース上の走行速度は50km/hに規制され FCY ライトパネル(発光式信号)が点滅表示される。一旦 FCY の状態になると、50km/hの一定速度で、一列縦隊で前後の車両間隔を維持する。
FCY の間は、追い越し、不要な蛇行運転・加減速は厳禁される。
- 2 規制速度を超過した場合は審査委員会に報告され、ペナルティを課される場合がある。
- 3 コース上の問題が解決次第、競技長は車両同士の位置に関係なく、FCY を解除する。解除宣言はタイミングモニターおよびレースコントロール無線で伝えられ、解除宣言が行われた数秒後にすべてのマーシャルポストは、FCY ライトパネル(発光式信号)の点滅表示を緑色ライトパネル(発光式信号)の点滅表示に変更する。緑色ライトパネル(発光式信号)の点滅表示時点から、レースは追い越しおよびピットインが可能になり、速度の規制が解除される。
- 4 コース上の問題が解決されない場合、セーフティカーの導入または赤旗中断がなされる場合がある。
- 5 FCY 中、ドライバーはドライブスルーならびにペナルティストップを消化することはできない。ただし、FCY 宣言の瞬間にまさにピットレーンに進入しようとしていた車両ならびに既にピットレーンに進入していた車両についてはこの限りではない。なお、FCY 中の周回はペナルティ消化のための周回にカウントされない。
- 6 本大会では、ZONE50 は運用しない。

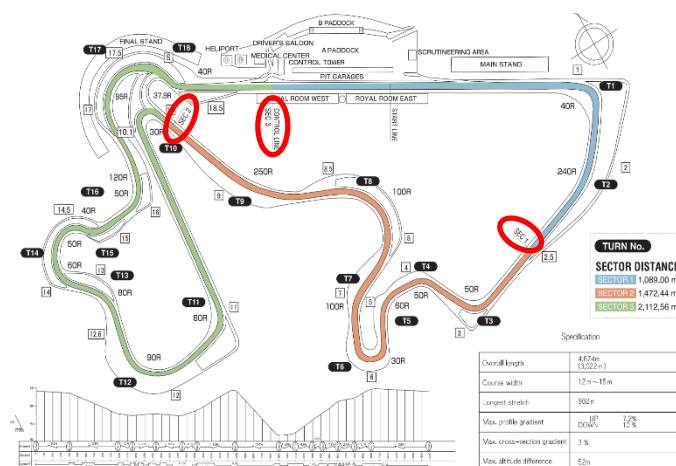
7 その他の実施細則は、スーパー耐久シリーズ 2025 スポーツ規則第22条に従う。

FCY手順	競技車両の動き	ライトパネル	表示方法	提示場所
FCY 導入	追い越し禁止 ビットイン禁止		点灯	全ポスト
FCY 速度監視中	50km/h 速度制限		交互に点滅	全ポスト
緑旗	競技再開		点滅	全ポスト

※セクター間の通過時間目安

区間	距離	50km/hでの通過時間目安
セクター1	1,089m	78 秒(1分18秒)
セクター2	1,472.44m	106 秒(1分46秒)
セクター3	2,112.56m	152 秒(2分32秒)
TOTAL(1周)	4,674m	336 秒(5分36秒)

※図②(セクター図)



第3章 車両規則

第36条 自動車番読取装置(トランスポンダー)

- STMOより提供される自動車番読取装置(切り替え式トランスポンダー)を装着しなければならない。主催者より自動車番読取装置(トランスポンダー)をレンタルする場合のレンタル料は、1名につき5,500円(税込)とする。
なお主催者よりレンタルされるトランスポンダーは1ドライバーにつき1個が必要となる。ドライバー交代の際はチームの責任により必ず交換すること。

2. ドライバーまたはピットクルーは乗車交代時に識別ボタンを切り替えて使用しなければならない。
3. ドライバーの交代は、競技役員の管理のもとに割り当てられたピット作業エリアでのみ行うことができる。参加者はドライバー交代の事実と内容を都度競技役員に報告しなければならない、また、常に計時モニターに正しくドライバー名が表示されているかを確認する義務がある。車内のドライバーと表示が異なる場合は速やかに競技役員に報告し、対応の指示を求めること。なお車番情報が正しく読み取れない場合、競技長はピットインを指示し、取り付けの修正を命じることができる。これに関する抗議は一切受け付けない。

第37条 燃料(ST-Q を除く)

- 1 燃料(指定燃料)供給場所:オートポリス内ガソリンスタンド
- 2 銘柄:idemitsu(ガソリン)/一般用軽油(軽油)
※ガソリン・軽油性状表は、最新のものを公式通知に示す。
- 3 保管中の燃料の温度に影響を及ぼす加熱及び冷却のシステムは使用してはならない。

第38条 パークフェルメ(競技車両保管場所)

決勝レース後の車両保管場所はホームストレート上とする。

以上
大会組織委員会